

# いじめ対応～未然防止・早期発見・早期対応

生徒指導G

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、**未然防止、早期発見、早期対応**に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、教職員が日々実践していかなければならない。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## II 未然防止

### 1 子どもや学級の様子を知るためには

#### ① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切。同じ目線で物事を考え、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

#### ② 実態把握の方法

子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、子どもたちの生活意識調査や生活ノート、教育相談などで学級内の人間関係をとらえることが必要。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

### 2 互いに認め合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認めるためには、「心の居場所づくり」が大切である。周りの環境によって大きな影響を受けやすい子どもたちにとって、

教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つとなる。教職員が子どもたちに対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもたちに自己有用感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

#### ① 子どもたちとの信頼関係

子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けており、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、信頼されることが求められる。

#### ② 教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、子どもたちと向き合う時間を確保し、心の通い合う学級・学年づくりを推進することが必要となる。

#### ③ 自尊感情を高める、授業や学級活動、行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要となる。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、子どもたちを成長させていくのである。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちの成長へとつながっていく。

#### ④ 子どもたちの主体的な参加による活動

生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法である。

### 3 豊かな心を育てるためには

#### ① 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながるものと期待される。

#### ② 体験教育の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくものである。旅行的行事や職場体験活動、地域ボランティアへの積極的参加を通して、「生きた社会」とのかかわりを持たせていくことが必要となる。

## Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知するとともに、いじめを見逃さない姿勢を向上させることが求められる。

### 1 いじめの態様

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる …▶脅迫、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする…………▶暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする …………… …▶暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▶恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする▶窃盗、器物破損
- キ 恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする▶強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▶名誉毀損、侮辱

### 2 早期発見のための手だて

#### 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることで、いじめ発見への効果が期待できる。その際、いじめ早期発見のためのチェックリストを活用することが有効である。

#### 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

#### 生活ノート ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係

生活ノートや連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築されていく。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応していく必要がある。

#### 教育相談～気軽に相談できる雰囲気作り

日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものなので、定期的な教育相談週間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施していく。

## いじめ調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要

年数回の実施予定。落ち着いて真剣に記入できる雰囲気作りが大切であり、学級の実態に応じ、いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、持ち帰り等の配慮も必要となる。

# IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要となる。

## 1 いじめ対応の基本的な流れ

### いじめ情報のキャッチ

- 「学年部会」「いじめ対策委員会」の招集
- いじめられた子どもを徹底して守る
- 見守る体制をつくる（朝、休み時間、放課後等）

### 正確な実態把握

- 当事者双方、周りからの子どもの聴き取り、記録
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する

### 指導体制・方針決定

- 指導のねらいを明確にする
- 関係教職員の共通理解を図る
- 対応する教職員の役割分担を考える

### 子どもへの指導・支援

### 保護者との連携

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という意識をもたせる

### 今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う

## 2 いじめ発見時の対応

### ① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。

- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聞き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確な把握が求められる。なお、保護者には、複数の教職員で対応し、事実に基づいた丁寧な情報共有を行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、生活部長、学年主任等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行なう。

### 把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ ……………【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

## 3 いじめが起きた場合の対応

### ① いじめられた子どもに対して

<子どもに対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、相談するよう伝える。

### ② いじめた子どもに対して

<子どもに対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### <保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて考えさせ、自分たちの問題として意識させる。

#### ④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、生活ノートなどで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。